

# 漁業における労災保険の現状について

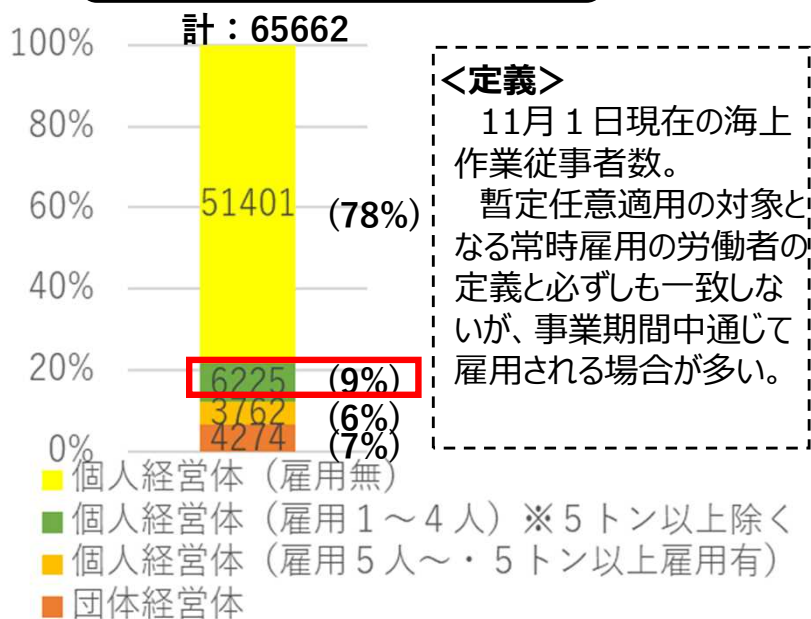
---

令和7年11月  
水産庁

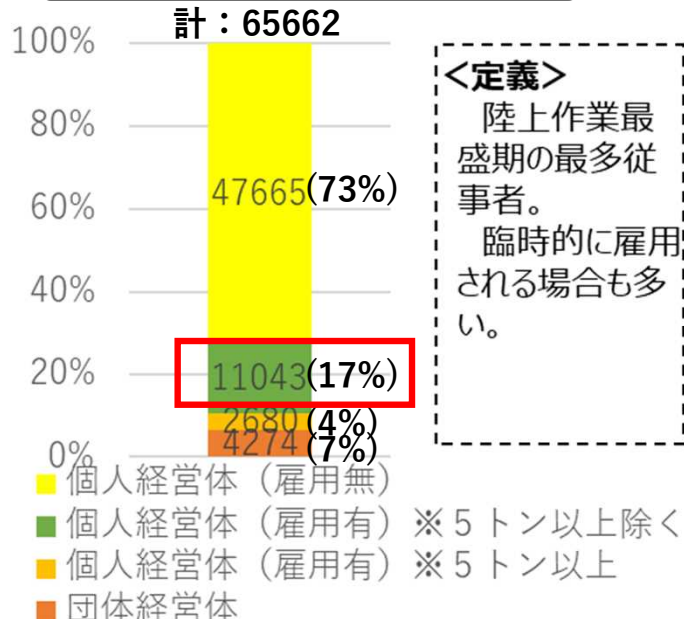
# 暫定任意適用を受けている経営体(加入推進の周知対象)について

- 漁業センサス（2023年）によると、暫定任意適用事業の対象と考えられる経営体は、**最大でも約1.8万経営体**（ただし、海上作業と陸上作業の両方を行っている雇用者がいる経営体が重複して計上されている可能性がある）。
- 暫定任意適用を受けながら**任意で加入しているのは約2千経営体**（令和7年9月時点）。

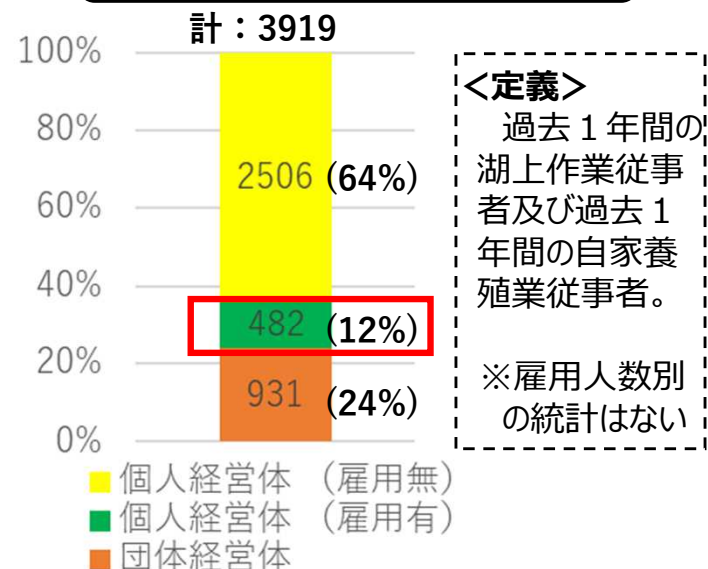
海面漁業・養殖業の経営体数  
(海上作業雇用別)



海面漁業・養殖業の経営体数  
(陸上作業雇用別)



内水面漁業・養殖業の経営体数  
(雇用形態別)



出典：農林水産省「漁業センサス」

【参考】労災保険料の負担について（試算）

## <計算方法>

当該年度に全ての労働者に支払う賃金総額×労災保険率

5トン未満の漁船漁業【海面漁業】  
(全国平均)

労賃平均：約84万円 ※  
労災保険料：年間約1.5万円

※出典：農林水産省大臣官房統計部「漁業経営統計調査」(組替集計)  
実際に労賃を支払っている者に限って平均した値  
平均事業利益は年間一経営体あたりの平均した収入及び支出より算出

## ○漁業における労災保険率(特別加入除く)

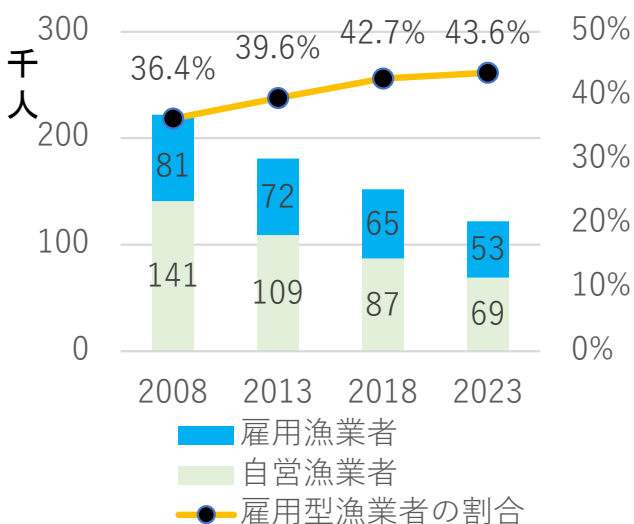
[単位:1/1000]

|                        | 保険料率 |
|------------------------|------|
| 海面漁業（定置網漁業・海面魚類養殖業を除く） | 18   |
| 定置網漁業・海面魚類養殖業          | 37   |
| 海面漁業以外の漁業又は農業          | 13   |

# 労災保険の適用について

- 漁業者は全体的に減少傾向だが、全体に占める法人等の雇用型漁業者の割合は増加傾向。
- 水産業における労働災害事故発生率（死傷年千人率：7.6）は、他産業平均（同：2.3）に比べて3倍以上の高い水準。小規模経営体においても死亡事故等の労働災害が発生。

漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」をもとに水産庁作成

労働災害発生率(2024年)

| 労働者(全産業)              | 2.3  |
|-----------------------|------|
| 農業                    | 5.6  |
| 建設業                   | 4.2  |
| 林業                    | 23.3 |
| 漁業・養殖業<br>(船員法適用事業除く) | 7.6  |

資料：死傷者数は労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数、労働者数は労働力調査(総務省)による雇用者数(役員を除く)を用いて算出。

注：死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)の割合を示すもの

事業場単体が使用している労働者数別の水産業における労働災害発生件数(2024年)

| 労働者数 | 労働災害件数(人)     |                | 死亡災害件数(人) | 全労働災害件数に対する死亡及び休業1か月以上の割合 |
|------|---------------|----------------|-----------|---------------------------|
|      | 休業4日以上休業1か月未満 | 休業1か月以上(死亡除く。) |           |                           |
| ～4   | 24            | 44             | 3         | 66%                       |
| 5～   | 123           | 185            | 1         | 60%                       |

資料：労働者死傷病報告、死亡災害報告

- 労働者保護・経営安定の両方の観点から労災保険への加入は重要。
- 人材確保（労働者の採用・定着）のためには、労働災害防止の取組に合わせて、労災保険等による補償措置も確保し、労働者が安心して働ける環境づくりが重要。
- 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合に使用者（事業主）は、療養補償として必要な療養を行う等の災害補償責任を負っており、急な災害補償にも対応したうえで経営を持続的に進めていくためには、労災保険の加入により、労働災害に対する補償への備えも重要。

# 暫定任意適用事業の廃止における留意事項

- 労災保険制度の暫定任意適用事業の廃止に関し、地方公共団体、関係団体、漁協等からは、下記のような意見があり、水産庁として関係省庁と連携して円滑な制度の実施に協力していきたい。

## 1. 漁業経営体の把握・制度周知について

- 対象となる経営体のみを特定することは困難であることや、団体に属していない個人経営体もいると思われる。さらに、未加入者は制度を理解できていない者も多いと考えられることから、漁業団体、漁協のみならず、**厚生労働省や、労働基準監督署等からの働きかけも必要。**
- 漁業における特殊性として、季節ごとに異なる種類の漁業を行う者も多いなど実態がつかみにくい事情があることも考慮にいれる必要がある。
- **十分な周知や制度の施行への対応の準備のため、施行まで対応の期間が必要。**

## 2. 事務負担の軽減について

- 労働基準監督署の職員に漁協を訪問いただき、周知・指導いただくなど、**労働基準監督署による丁寧かつ継続的な対応が必要。**
- 事務手続について漁協が対応できない場合も想定されるところ、商工会の活用等、**地域全体で支える体制を構築することが必要。**
- 個人でも対応可能となるよう、単にオンライン申請を推進するだけでなく、**手続きの簡素化や分かりやすい案内の整備も重要。**

## 3. 労災保険料について

- 労災保険への加入をスムーズに進めるためには、労災保険率の引き下げも重要である。このためには、**漁業における労働災害発生率を下げる**ことが重要。**国を含む多くの機関が連携した対策が必要。**

【参考】水産庁における労働災害防止のための取り組み(一例)

- ・漁船の安全操業や航行について知識を有する安全推進員を養成するための「漁業カイゼン講習会」等を全国各地で開催。
- ・現場の事業者や事業者団体が取り組むべき事項を整理した作業規範の策定、動画等作業安全学習教材の作成。
- ・AIS(船舶自動識別装置)の普及促進。